

というものです。レストラン側はホームページにエレベーターがないため車いすの方の入店は難しいことを掲載できていなかったとして謝罪しています。

障害者差別解消法第7条では、事業所は、障がいのある方から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある方の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないとあります。逆を言えば、実施に伴う負担が過重であれば、実施を行わなくても良いということです。確かに、立地や人員の関係で配慮が難しい場合も考えられますが、その場合にはその旨をホームページに掲載するのは可能だと思いますので、そういった配慮は民間事業者でも必要であると感じました。しかし、「合理的配慮」はまだまだ世間には認知されていないのが現状で、障がいのある方が社会生活を営む上で社会的障壁が生活を困難とさせています。そのことを私たちは改めて認識する必要があります。また、この現状は障がいのある方、そのご家族、私たち福祉職が社会に示していく必要があると思います。すぐに社会に反映されるとは限りませんが、少しずつ積み上げていくことが大事で、その一歩がソーシャルインクルージョン(障がいのある方たちを社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方)の実現になっていくと思いました。



第54回全国知的障害福祉関係職員研究大会 に参加しました

港育成園 施設長 松本 源太郎

9月7日から9日にかけて、北海道札幌市の札幌コンベンションセンターにて第54回全国知的障害福祉関係職員研究大会(テーマ『次なる時代を築こう』～明日に向かって～)が行われました。

私は、第3分科会の「『活動』一人ひとりが輝く～日中活動に求められているもの～」に参加しました。

最初に日本知的障害者福祉協会・日中活動部会長・森下 浩明 氏からの課題提起としてこれからの日中活動を考えていく上では過去の背景を知らなければならぬことと、日中活動支援事業所が障がい者の「社会参加と自己実現」を展開していくために、「豊かな社会生活と地域生活」を支える場として役割は重要であると話されていました。

講演Ⅰでは「障害のある人たちの願い～私たちの実践に問われていること」と題し、(特非)日本障害者協議会の代表である藤井 克徳 氏が障害者権利条約の骨子を熱く語られました。

権利条約のすばらしさとして、「世界のルール」であること、「目指すべき指針であり目標」(演者は「北極星」という表現をされていました)であること、そして「社会へのイエローカード」になりうることの3点を強調されました。

また、どんなに障がい重い方でも「自己決定」をしていけるよう支えていくことや、他の人との「平等」を基礎として、社会を変えていく必要性を内容としており、障害者差別解消法や障害者基本法の改正などにつながっていると話され、権利条約の中でも大切な条文として、第17条(個人の尊重、自立)や第19条(自立した生活および地域社会への包括)を挙げられていました。

さらに、演者がNHKに出演され、戦時中のドイツの障がい者大量虐殺を追っていったVTRの紹介をされ、津久井やまゆり園での事件についても触れ、そのような事件が起こった背景や環境や社会についてもみんなで考えていくべきだと話されていました。

講演Ⅱでは「これからの日中活動支援が目指す役割とは」と題し、日中活動支援部会の前部会長である田口 道治 氏が講演されました。

共生社会の構築と障がいのある方が自分らしく生きるための意思決定支援をどのように支えていくかということの日中活動支援事業所の役割として位置付けられていました。地域社会との関係形成では、「地域の中での存在感」をいかに発揮していくかが重要とのことで、障害者権利条約を踏まえ、解説の時間に多くを費やしていました。

今回の大会で私が強く感銘を受けたのは、やはり「障害者権利条約」でした。大会を通じて、「権利条約」が自分自身の大きなテーマともなりましたし、私たち障害福祉を担っていく立場として、改めて条約について知らなければならないと感じました。これを糧に改めて日々の実践に役立てたいと思いました。